

「主要国における地方向け補助金の調査結果(未定稿)」の概要

主要国(イギリス、フランス、アメリカ、カナダ等)における地方向け補助金のうち、一括交付金化の検討を行う際の参考となる事例の調査を行った。

各国毎に地方自治や地方財政の状況は異なるものの、具体的な参考事例をまとめると、以下の通り。

※ 下記事項におけるカッコ内のパーセントは、いずれも財政移転総額に占める割合を示す。

1. イギリス

(1) 国からの財政移転の概要

地方歳入に占める国からの財政移転(経常勘定)の割合は 73.4%(755 億ポンド、2009 年度)。このうち、特定補助金が約 6 割。なお、経常勘定と資本勘定は明確に区分。

(2) 参考事例

① 経緯

地方自治体の支出の柔軟性を高めるとともに、財政資金の効率的な活用に資する観点から、経常勘定の範囲内で用途が自由な交付金として、2008 年に地域一括交付金(ABG: Area Based Grant)(31 億ポンド、4.2%、2009 年度)を創設。

② 主な内容

〔対象〕

対象とする補助金は、①国家的優先課題、②利害関係者に特段の配慮を要する等経緯上統合が困難、③モデル事業、のいずれかに該当する補助金を除外し、決定。

〔括り〕

省庁の壁を越え、各分野における 55 の特定補助金を統合。

〔総額〕

統合前の補助金毎に積算の上、合算して算出。

〔配分〕

統合前の補助金毎の配分基準に基づき、各自治体の配分総額を算出し、コミュニティ・自治省(Department for Communities and Local Government)が一括して自治体に交付。

〔国の関与〕

事前に補助金等の活用により達成すべき政策目標について国と各地域間で協定を締結。事後に、独立第三者評価機関である監査委員会が、目標達成状況について個別の評価や監査を実施。

2. フランス

(1) 国からの財政移転の概要

地方歳入に占める国からの財政移転は 30.8% (633 億ユーロ、2008 年度)。また、財政移転の内訳を 2010 年度ベースで見ると、一般補助金である経常費総合交付金が約 5 割を占め、特定補助金は 3% 程度。なお、経常勘定と資本勘定は明確に区分。

(2) 参考事例

① 経緯

1980 年代の地方分権化の中、国の関与が強い特定補助金を改革する観点から、1983 年に資本勘定における従前の地域整備事業関連の特定補助金を統合し、地域整備事業総合交付金 (DGE : Dotation globale d'équipement) (7 億ユーロ、0.9%、2010 年度) を創設。

② 主な内容

〔総額〕

前年度の総額に当年度の公的固定資本形成伸び率(見通し)を乗じて算出。配布先である県と市町村のシェアは約 1:2 (2010 年度)。

〔配分〕

県に対する配分は、主として、県が決定した事業の前年度実績見込額に補助率を乗じた額を交付。

市町村に対する配分は、人口、道路延長等の客観的な指標に基づき県毎の額を決定の上、市町村長等で構成される県単位の委員会の意見を聞き交付。

〔国の関与〕

従来、特定補助金について国の関与が強かったが、同交付金においては、事前に対象事業の適格性等のチェック、事後に実施状況のチェックを行う。

3. アメリカ

(1) 連邦政府からの財政移転の概要

州政府・地方自治体の歳入に占める連邦政府からの財政移転は 20.1% (4,676 億ドル、2007 年度)。なお、アメリカにおいて一般補助金はない。

(2) 参考事例

① 経緯

1970 年代に、政策目的が類似の特定補助金の一部を統合。その一つとして、資金活用の柔軟性を高め、都市部のコミュニティ開発を促進する

観点から、1974年に7つの都市開発関連の補助金を統合し、コミュニティ開発包括補助金(CDBG: Community Development Block Grant) (90億ドル、1.9%、2008年度)を創設。

②主な内容

〔総額〕

連邦の予算編成過程において決定。

〔配分〕

人口、貧困度、住宅密集度等の客観的な指標に基づき、住宅・都市開発省から交付。

〔連邦の関与〕

住宅・都市開発省が各自治体の計画について事前審査を実施。

4. カナダ

(1)連邦政府からの財政移転の概要

州・準州政府の歳入に占める連邦政府からの財政移転は18.8% (642億ドル、2009年度)。州の権限である医療、教育、社会福祉等について、一定水準の確保を目的とし、連邦から財政移転を実施。

(2)参考事例

①経緯

1996年、連邦の財政赤字解消や州の政策自由度向上の観点から、医療、高等教育、社会扶助、社会サービス関係の財政移転を統合したCHST (Canada Health and Social Transfer)を創設。2004年、医療分野を対象とするCHT (Canada Health Transfer) (254億ドル、39.3%、2010年度)と高等教育、幼児教育、社会扶助等を対象とするCST (Canada Social Transfer) (112億ドル、17.3%、2010年度)に分離。

②主な内容

〔総額〕

医療費及び社会サービス関連費等の歳出増加を勘案し決定。

〔配分〕

人口に基づき、カナダ財務省 (Department of Finance Canada) から各州・準州に配分。

〔連邦の関与〕

事前・事後の申請や報告義務はない。なお、CHTについては、保健省が保健法に定める原則の遵守状況の監視を行う。

主要国における地方向け補助金の調査結果

主要国(イギリス、フランス、アメリカ、カナダ、イタリア、スウェーデン)における地方向け補助金のうち、一括交付金化の検討を行う際の参考となる事例について現地での聞き取り及び文献等による調査を行ったもの。

※各国毎に地方自治や地方財政の状況が異なる点については留意が必要。

1. イギリス(イングランド)

(1) 国からの財政移転の概要

- ・ 国から地方自治体への財政移転(経常勘定^(注1))の総額(AEF^(注2))は2009年度では755億ポンドとなっており、地方歳入に占める割合は73.4%となっている。具体的には(2009年度)、
 - 特定補助金 440億ポンド(58.3%)
 - ノン・ドメスティック・レート(Non-Domestic Rates) 195億ポンド(25.9%)
 - 歳入援助交付金(RSG: Revenue Support Grant) 45億ポンド(6.0%)
 - 地域一括交付金(ABG: Area Based Grant) 31億ポンド(4.2%) 等

※カッコは財政移転総額に占める割合

(注1)経常勘定と資本勘定が明確に区分されている。

(注2)AEF(統合外部財源): 地方自治体が所掌する事務に充当される財源

- ・ 1997年以降の労働党政権における地方分権化の流れの中で、地方自治体の支出の柔軟性を高めるとともに、財政資金の効率的活用を資する観点から、2008年に後述の要件に合致する各省所管の特定補助金を統合した地域一括交付金(ABG)が創設された。
- ・ なお、教育に関しては、一般財源である歳入援助交付金により財政措置がなされていたが、地方自治体の一部において教育への財政措置が十分になされていなかったことから、教育政策を重要政策課題として掲げるブレア政権の下、2006年に歳入援助交付金の大部分を原資とした教育目的補助金(DSG: Dedicated Schools Grant) (299億ポンド(39.5%)、2009年度)への特定補助金化が行われた。ABG創設時においてもABGの対象とはされず、現在も特定補助金として残っている。

(2) 参考事例～地域一括交付金(ABG)

対象

- ・ 2008年当時の各省所管の経常勘定関連の特定補助金のうち、以下の3つのいずれかに該当する補助金を除いたものが対象。

- ①国家的優先課題、②利害関係者に特段の配慮を要する等経緯上統合が困難、③モデル事業
- ・対象となったものは、経常勘定関連の広範囲にわたる分野における各省所管の特定補助金の一部である 55 の特定補助金。

交付先

- ・個別の地方自治体へ直接交付。

総額・配分

- ・総額については、統合前の各補助金について包括的歳出レビュー(CSR: Comprehensive Spending Review)(注3)に連動した3年間(2008/09～2010/11)の計画に基づいて積算の上、合算して算出。この方法は地方の要望を踏まえたもの。
- ・配分については、統合前の補助金毎の配分基準に基づき各地方自治体の配分総額を算出し、コミュニティ・自治省が一括して地方自治体に交付。
(注3)包括的歳出レビュー(CSR):英国における複数年度予算(3ヶ年)を定めるもの

使途

- ・配分額の算定根拠となった各補助金の従来の用途に縛られることなく、経常勘定の範囲内で、地方の判断により自由に使途を決定。

国の関与

- ・事前に、補助金等の活用により3年間で達成すべき政策目標を180の政策分野別指標に基づき設定(注4)し、国と各地域(地方自治体を中心とする地域パートナー)の間で協定(Local Area Agreement)を締結。
(注4)交通事故死亡率の低下、社会扶助サービスのスピーディさの向上、学力向上、若年妊娠率の低下など
- ・事後に、独立第三者評価機関である監査委員会(Audit Commission)が、目標達成状況について包括業績評価制度(Comprehensive Area Assessment)に基づく個別の評価や監査を実施。
- ・事後に、目標達成状況により報奨的補助金(Reward Grant)を交付。

【調査先】

コミュニティ・自治省(Department of Communities and Local Government)、地方自治体協会(Local Government Association)、監査委員会(Audit Commission)等

2. フランス

(1) 国からの財政移転の概要

- ・ 国から地方自治体への財政移転の総額は 2008 年度では 633 億ユーロとなっており、地方歳入に占める割合は 30.8%となっている。
- ・ 財政移転の内訳を 2010 年度で見ると、
 - 経常費総合交付金(DGF: Dotation globale de fonctionnement) 411 億ユーロ(52.6%)
 - 付加価値税補償基金(FCTVA: Fonds de compensation pour la taxe sur la valeur ajoutée) 62 億ユーロ(8.0%)
 - 地方分権一般交付金(DGD: Dotation generale de decentralisation) 14 億ユーロ(1.8%)
 - 地域整備事業総合交付金(DGE: Dotation globale d'équipement) 7 億ユーロ(0.9%)
 - 特定補助金 19 億ユーロ(2.5%)

※カッコは財政移転総額(782 億ユーロ)に占める割合

- ・ 経常費総合交付金(DGF)は、かつて地方税を国税にした際に地方自治体の財源を補償することを目的として創設された交付金であり、総額は財政健全化を図る観点からマクロ経済指標に連動(物価上昇率の1/2の伸び率)している。付加価値税補償基金(FCTVA)は、地方自治体が公共事業を実施した際に支払った付加価値税を還付するための基金である。また地方分権一般交付金(DGD)は、80年代の地方分権化の際に地方自治体へ移管された事務に伴う経費を交付するための交付金である。
- ・ 1980年代の地方分権化の中で、1983年に国の関与が強い特定補助金を改革する観点から、資本勘定(注1)における従前の地域整備事業関連の特定補助金を統合し、地域整備事業総合交付金(DGE)が創設された。

(注1)経常勘定と資本勘定が明確に区別されている。

(2) 参考事例～地域整備事業総合交付金(DGE)

対象

- ・ 県(デパルトマン)交付分: 小規模市町村地域における県が行う地域整備事業(道路、上・下水道、歴史的遺産修復、汚水処理等)が対象。
- ・ 小規模市町村(コミューン)交付分: 市町村長等で構成される県単位の委員会が定める優先分野内の事業が対象。

※いずれも資本勘定関連に限る。

交付先

- ・ 県及び小規模市町村に交付。

総額・配分

- ・ 総額については、前年度の総額に当年度の公的固定資本形成伸び率（見直し）を乗じて算出（注2）（注3）。財政健全化を図る観点からマクロ経済指標に連動。

（注2）県と小規模市町村のシェアは 2010 年度で約 1:2

（注3）2010 年度については、公的固定資本形成伸び率がマイナスであるが、投資促進の観点から、特例として物価上昇率で代替

- ・ 配分については、
 - ① 県に対する配分：県が決定した事業の前年実績見込額に補助率を乗じた額を交付。
 - ② 小規模市町村に対する配分：人口、道路延長等の客観的な指標に基づき県毎の額を決定の上、市町村長等で構成される県単位の委員会の意見を聞き交付。対象となる優先事業の分野の決定や審査・交付に当たって、前述の委員会を通じ地方自治体の意見が反映される仕組み。

国の関与

- ・ 事前に、県単位で国の出先機関を総括する長である地方長官（Préfet）が県及び小規模市町村提出の補助申請について、対象事業か否か、優先事業に合致しているか否かといったチェックを行う。
- ・ 事後に、地方長官による実施状況のチェックが行われる。例えば、許可なく DGE 交付対象となった事業の変更を行った場合等には、全額又は一部を返還することとされている。

【調査先】

予算省（Ministère du Budget, des Comptes publics et de la Réforme de l'État）、内務省（Ministère de l'intérieur）、ロワレ県庁、パリ市庁等

3. アメリカ

(1) 連邦政府からの財政移転の概要

- ・ 連邦政府から州政府及び地方自治体への財政移転の総額は 2007 年度では 4,676 億ドルで、州政府・地方自治体の歳入に占める割合は 20.1%となっている。
- ・ 1970 年代のニクソン政権下で、それまでに拡大してきた連邦政府の権限の縮小と州政府の権限の強化を目指す新連邦主義の考え方を掲げ、用途を限定しない一般歳入分与 (GRS: General Revenue Sharing) と政策目的が類似している特定補助金を統合する特別歳入分与 (SRS: Special Revenue Sharing) の導入が目指されていた。一般歳入分与については 1972 年から導入されたものの、特別歳入分与については各方面の反対から導入出来ず、その代わりに一部が包括補助金 (block grant) として創設された。現在、社会福祉分野や公共事業分野等において、10~20 程度の包括補助金が存在。
- ・ その一つが コミュニティ開発包括補助金 (CDBG: Community Development Block Grant) (90 億ドル、2008 年度における財政移転総額 4,698 億ドルのうち 1.9% を占める) であり、都市部のコミュニティ開発を促進するため、1974 年に住宅コミュニティ開発法 (Housing and Community Development Act) により 7 つの都市開発関連の特定補助金が統合され創設された。
- ・ なお、一般歳入分与については、レーガン政権において、厳しい財政状況を背景とした連邦補助金の削減に伴い、1986 年に廃止されている。よって、現在アメリカにおいて一般補助金は存在しない。

(2) 参考事例～コミュニティ開発包括補助金 (CDBG)

対象

- ・ 公共インフラの改善、建物の建設・修復等のコミュニティ開発。
- ・ 補助金額の 70% 以上は低・中所得者向けに支出されなければならない。また、低・中所得者へ便益があること、スラムや荒廃地域の改善、緊急のコミュニティ・ニーズへの対応といった国家的な目的のいずれかに資するものでなければならない。

交付先

- ・ 一定の人口規模^(注)を有する地方自治体の場合は当該地方自治体に交付。
- ・ 一定の人口規模に満たない地方自治体の場合は州政府に交付。

(注)一定の人口規模: 人口 5 万人以上の市と人口 20 万人以上のカウンティ

総額・配分

- ・ 総額は、連邦政府の予算編成過程の中で決定。
- ・ 住宅・都市開発省から人口、貧困度、住宅密集度等の客観的な指標に基づき、総額の70%分を一定の人口規模を有する地方自治体に直接交付し、残りを州に交付。

連邦の関与

- ・ 一定の人口規模を有する地方自治体の場合：事前に提出される開発総合計画(Consolidated Plan)、年実施計画(Annual Action Plan)を住宅・都市開発省が審査。
- ・ 一定の人口規模に満たない地方自治体の場合：事前に州政府から提出される州内の地方自治体への配分等についての計画を住宅・都市開発省が審査。
- ・ 総額 50 万ドル以上の補助金が交付されている州・地方自治体については州・地方自治体向けの連邦政府支出に係る一般的なルールに従い監査が行われ、監査結果を大統領府行政管理予算局(OMB)に報告。

【調査先】

大統領府行政管理予算局(OMB)、全米知事協会(National Governors Association)、IMF 等

4. カナダ

(1) 連邦政府からの財政移転の概要

- ・ 連邦政府から州・準州政府への財政移転の総額は 2010 年度では 647 億ドルとなっており、州政府・準州政府の歳入に占める割合は 2009 年度では 18.8%となっている。具体的には(2010 年度)、
 - カナダ・ヘルス・トランスファー(CHT:Canada Health Transfer)254 億ドル(39.3%)
 - カナダ・ソーシャル・トランスファー(CST:Canada Social Transfer)112 億ドル(17.3%)
 - 平衡交付金(Equalization)144 億ドル(22.2%)
 - 準州交付金(TFF:Territorial Formula Financing)27 億ドル(4.1%)
 - その他 111 億ドル(17.2%)
- ※カッコは財政移転総額に占める割合
- ・ 1970 年代に景気の悪化と財政赤字の拡大が加速したこともあり、医療と高等教育関係の財政移転を統合し、用途の限定されない財政移転である EPF (Established Programs Financing) が導入された。
 - ・ 1996 年には、連邦政府の財政赤字の解消を主たる目的として、州の政策自由度を高め、現場のニーズにあった総合的サービスの提供が可能となるように、医療、高等教育、社会扶助、社会サービス関係の財政移転を統合した CHST(Canada Health and Social Transfer) が創設された。
 - ・ 2004 年には、CHST は医療に対する連邦の予算的関与を明確にするためにカナダ・ヘルス・トランスファー(CHT)とカナダ・ソーシャル・トランスファー(CST)に分離され、現在の形となった。

(2) 参考事例～CHT(Canada Health Transfer)、CST(Canada Social Transfer)

対象

- ・ CHT は医療分野(保険を含む)を、CST は高等教育、幼児教育、社会扶助、社会サービス等の社会プログラムをそれぞれ対象としている。
 - ※ 連邦は、医療や社会サービスについて一定水準を確保することを目的として、州の管轄する分野について財政移転という形で関与しており、CHTに関してはカナダ保健法(Canada Health Act)に定める原則(必要な医療サービスを受けられること等)を遵守すること、CSTに関しては社会扶助について一定期間の居住を条件にしないことを要件としている。

交付先

- ・ 州及び準州に交付。

総額・配分

- ・ 総額(現金による財政移転^(注1))については、医療費及び社会サービス関連費等の州歳出増加を勘案し、2013 年度まで毎年度一定割合の伸び率(CHT 6%、CST 3%)を乗じて算出。
- ・ 人口に基づきカナダ財務省から各州及び準州に配分。
(注1)EPF導入時に、現金による財政移転に加え、連邦の減税率相当分を州政府が増税する余地を拡大できるという租税面での手法が用いられ、現在の CHT、CST においても引き継がれている。

連邦の関与

- ・ 事前・事後の申請や報告義務はない。
- ・ CHT については、保健省がカナダ保健法に定める原則の遵守状況の監視を行い、違反があった場合^(注2)、違反相当額が減額される。
(注2)カナダ保健法の原則に違反し患者負担を徴収した場合

【調査先】

カナダ財務省 (Department of Finance Canada)、枢密院 (Privy Council Office)、オンタリオ州財務省 (Ministry of Finance, Ontario)、カンファレンス・ボード・オブ・カナダ (The Conference Board of Canada) 等

5. その他

(イタリア)

- ・ 国から州、県及び市への財政移転の総額は 2009 年度においては 1,210 億ユーロで、地方歳入に占める割合は 49.2%となっている。
- ・ 国から州への財政移転については、1990 年代前半までは、保健、交通、農業などの分野において国から州への特定補助金が存在していた。1992 年の財政危機以後、国の関与の低下と州の財政責任の強化を図る観点から、地方税の抜本的改革と特定補助金の大幅な縮減が行われた。
- ・ なお、国から県及び市への財政移転のほとんどは一般補助金となっている。

(スウェーデン)

- ・ 国から地方自治体への財政移転の総額は 2008 年度では 1,000 億クローナとなっている。地方歳入に占める割合は 14.0%(うち、一般補助金の割合は 10.5%、特定補助金の割合は 3.4%)であり、財源均衡化交付金などの使途が限定されていない一般補助金が 755 億クローナ(75.5%)、使途が限定されている特定補助金は 245 億クローナ(24.5%)である。
- ・ 1980 年代から 1990 年代初頭にかけて、それまで使途が細かく指定されていた特定補助金の統合・大括り化が行われた。
- ・ 1993 年に、資金の効率的活用や地方自治の強化といった地方側の要望などを背景に、労働市場対策や投資補助金、住宅政策補助金などを除き、特定補助金を一般補助金化するという改革が行われた。特定補助金については、現在、前述のようなものに加え、政治的・政策的に導入されているものもある。
- ・ その後、財政調整の仕組みに関する数度にわたる改革を経て、現在の制度に至っている。

主要国における地方向け補助金の調査結果(一覧表)

未定稿

	イギリス(イングランド)	フランス	アメリカ	カナダ																																				
地方自治体の構成	【単一制】 1 層制(ユニタリー・カウンシル(56)等)、 2 層制(カウンティ・カウンシル(27)、ディストリクト・カウンシル)が混在	【単一制】 州(レジオン、26)、県(デパルトマン、100)、市町村(コミューン、36,793)の 3 層制	【連邦制】 州(50) 地方自治体(89,476) カウンティ、ミュニシパリティ、タウンシップ・タウン、 学区、特別区	【連邦制】 州(10)、準州(3) 地方自治体(4,066) シティ、タウン、ビレッジ、タウンシップ、カウンティ等																																				
国と地方の役割分担	地方自治体の位置づけは憲法上明定されておらず、個別法で規定されている事務及び慣習法で認められている事務を実施し、権限を行使。 教育、社会福祉、都市計画、道路(幹線を除く)等については地方自治体を実施。	国と地方の権限については、法律により定められている。 教育関連施設(大学以外)、道路(国道以外)、社会福祉等は地方自治体を実施。	連邦の権限として憲法に定められたもの(国防、州際通商、貨幣製造、条約締結等)以外は、全て州の権限とされており、連邦はこれらの分野には州及び地方自治体へ特定のプログラムを通じて財政移転を行う形で関与。	連邦と州の権限は憲法で定められており、医療、教育、社会福祉(老齢年金及び失業保険を除く)等は州の権限とされているが、これらの分野についても、連邦は州が提供するサービスについて一定水準を確保することを目的として連邦から財政移転を実施。																																				
政府歳出の対 GDP 比	(2005 年) 国 :40.5% 地方:13.0% (GDP:1 兆 2,340 億ポンド)	(2007 年) 国 :21.7% 地方:11.2% (GDP:1 兆 8,922 億ユーロ)	(2007 年) 連邦:21.7% 州等:18.7% (GDP:13 兆 7,416 億ドル)	(2006 年) 連邦:15.2% 州等:28.4% (GDP:1 兆 4,505 億ドル)																																				
地方財政の状況 ()は歳入額に占める割合	地方自治体(2009 年度経常勘定) ・歳入額:1,028 億ポンド うち財政移転額:755 億ポンド(73.4%) うち地方税 :256 億ポンド(24.9%)	州・県・市町村(2008 年度) ・歳入額:2,057 億ユーロ うち財政移転額:633 億ユーロ(30.8%) うち地方税 :980 億ユーロ(47.6%)	州・地方自治体(2007 年度) ・歳入額:2 兆 3,290 億ドル うち財政移転額:4,676 億ドル(20.1%) うち地方税:1 兆 2,755 億ドル(54.8%)	州・準州(2009 年度) ・歳入額:3,416 億ドル うち財政移転額:642 億ドル(18.8%) うち地方税 :1,885 億ドル(55.2%)																																				
地方向け補助金・交付金の現況 ()は財政移転総額に占める割合	財政移転(経常勘定(注1))の総額(AEF(注2)) 755 億ポンド[2009 年度] ・主な内訳 (単位:億ポンド) <table border="1"> <tr><td>特定補助金</td><td>440(58.3%)</td></tr> <tr><td>ノン・ドメスティック・レイト</td><td>195(25.9%)</td></tr> <tr><td>歳入援助交付金(RSG)</td><td>45(6.0%)</td></tr> <tr><td>地域一括交付金(ABG)</td><td>31(4.2%)</td></tr> </table> (注1)経常勘定と資本勘定が明確に区分されている。 (注2) AEF(統合外部財源):地方自治体が所掌する事務に充当される財源	特定補助金	440(58.3%)	ノン・ドメスティック・レイト	195(25.9%)	歳入援助交付金(RSG)	45(6.0%)	地域一括交付金(ABG)	31(4.2%)	財政移転総額 782 億ユーロ[2010 年度] ・主な内訳 (単位:億ユーロ) <table border="1"> <tr><td>経常費総合交付金(DGF)</td><td>411(52.6%)</td></tr> <tr><td>付加価値税補償基金(FCTVA)</td><td>62(8.0%)</td></tr> <tr><td>地方分権一般交付金(DGD)</td><td>14(1.8%)</td></tr> <tr><td>地域整備事業総合交付金(DGE)</td><td>7(0.9%)</td></tr> <tr><td>特定補助金</td><td>19(2.5%)</td></tr> </table>	経常費総合交付金(DGF)	411(52.6%)	付加価値税補償基金(FCTVA)	62(8.0%)	地方分権一般交付金(DGD)	14(1.8%)	地域整備事業総合交付金(DGE)	7(0.9%)	特定補助金	19(2.5%)	財政移転総額 4,698 億ドル[2008 年度] ・主な特定補助金 (単位:億ドル) <table border="1"> <tr><td>メディケア・メディケイド</td><td>2,061(43.9%)</td></tr> <tr><td>ハイウェイ信託基金</td><td>349(7.4%)</td></tr> <tr><td>貧困家庭向け臨時補助金(TANF)</td><td>175(3.7%)</td></tr> <tr><td>児童栄養プログラム</td><td>137(2.9%)</td></tr> <tr><td>コミュニティ開発包括補助金(CDBG)</td><td>90(1.9%)</td></tr> </table> ※TANF と CDBG は包括補助金	メディケア・メディケイド	2,061(43.9%)	ハイウェイ信託基金	349(7.4%)	貧困家庭向け臨時補助金(TANF)	175(3.7%)	児童栄養プログラム	137(2.9%)	コミュニティ開発包括補助金(CDBG)	90(1.9%)	財政移転総額 647 億ドル[2010 年度] ・主な内訳 (単位:億ドル) <table border="1"> <tr><td>カナダ・ヘルス・トランスファー(HT)</td><td>254(39.3%)</td></tr> <tr><td>カナダ・ソーシャル・トランスファー(CST)</td><td>112(17.3%)</td></tr> <tr><td>平衡交付金</td><td>144(22.2%)</td></tr> <tr><td>準州交付金</td><td>27(4.1%)</td></tr> </table>	カナダ・ヘルス・トランスファー(HT)	254(39.3%)	カナダ・ソーシャル・トランスファー(CST)	112(17.3%)	平衡交付金	144(22.2%)	準州交付金	27(4.1%)
特定補助金	440(58.3%)																																							
ノン・ドメスティック・レイト	195(25.9%)																																							
歳入援助交付金(RSG)	45(6.0%)																																							
地域一括交付金(ABG)	31(4.2%)																																							
経常費総合交付金(DGF)	411(52.6%)																																							
付加価値税補償基金(FCTVA)	62(8.0%)																																							
地方分権一般交付金(DGD)	14(1.8%)																																							
地域整備事業総合交付金(DGE)	7(0.9%)																																							
特定補助金	19(2.5%)																																							
メディケア・メディケイド	2,061(43.9%)																																							
ハイウェイ信託基金	349(7.4%)																																							
貧困家庭向け臨時補助金(TANF)	175(3.7%)																																							
児童栄養プログラム	137(2.9%)																																							
コミュニティ開発包括補助金(CDBG)	90(1.9%)																																							
カナダ・ヘルス・トランスファー(HT)	254(39.3%)																																							
カナダ・ソーシャル・トランスファー(CST)	112(17.3%)																																							
平衡交付金	144(22.2%)																																							
準州交付金	27(4.1%)																																							
参考事例	地域一括交付金 (ABG: Area Based Grant)	地域整備事業総合交付金 (DGE: Dotation globale d'équipement)	コミュニティ開発包括補助金 (CDBG: Community Development Block Grant)	カナダ・ヘルス・トランスファー (HT: Canada Health Transfer) カナダ・ソーシャル・トランスファー (CST: Canada Social Transfer)																																				
概要	1997 年以降の労働党政権における地方分権化の流れの中で、地方自治体の支出の柔軟性を高めるとともに、財政資金の効率的活用に資する観点から、2008 年に後述の要件に合致する各省所管の特定補助金を統合し創設。	1980 年代の地方分権化の中で、国の関与が強い特定補助金に対する批判が強まり、1983 年に資本勘定(注)における従前の地域整備事業関連特定補助金を統合し創設。 (注)経常勘定と資本勘定が明確に区分されている。	都市部のコミュニティ開発を促進するための補助金であり、1974 年に複数の都市開発関連の補助金を統合して創設。	1996 年に、連邦政府の財政赤字解消を主たる目的として、医療、高等教育、社会扶助、社会サービス関係の財政移転を統合した CHST が創設。2004 年に、医療に対する連邦の予算的関与を明確にするために CHST を HT と CST に分離。																																				

対象範囲	<p>2008 年当時の各省所管の経常勘定関連の特定補助金のうち、以下の 3 つのいずれかに該当するものを除いたものが対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家的優先課題 ・ 利害関係者に特段の配慮を要する等経緯上統合が困難 ・ モデル事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県(デパルトマン)交付分:小規模市町村地域における県が行う地域整備事業(道路、上・下水道、歴史的遺産修復、汚水処理等)。 ・ 小規模市町村(コミュン)交付分:市町村長等で構成される県単位の委員会が定める優先分野内の事業。 ※いずれも資本勘定関連に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共インフラの改善、建物の建設・修復等のコミュニティ開発。 ・ 補助金額の 70%以上は低・中所得者向けに支出されなければならない。また、低・中所得者へ便益があること、スラムや荒廃地域の改善、緊急のコミュニティ・ニーズへの対応といった国家的な目的のいずれかに資するものでなければならない。 	<p>CHT: 医療分野(保険を含む) CST: 高等教育、幼児教育、社会扶助、社会サービス等の社会プログラム</p> <p>※連邦は、医療や社会サービスについて一定水準を確保することを目的として、州の管轄する分野について財政移転という形で関与しており、CHT に関してはカナダ保健法(Canada Health Act)に定める原則(必要な医療サービスを受けられること等)を遵守すること、CST に関しては社会扶助について一定期間の居住を条件にしないことを要件としている。</p>
交付先	個別の地方自治体	県及び小規模市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の人口規模(注)を有する地方自治体の場合は当該地方自治体 ・ 一定の人口規模に満たない地方自治体の場合は州政府 (注)一定の人口規模:人口 5 万人以上の市と人口 20 万人以上のカウンティ 	州及び準州
総額	<p>統合前の各補助金について包括的歳出レビュー(CSR:Comprehensive Spending Review)(注)に連動した 3 年間(2008/09~2010/11)の計画に基づいて積算の上、合算して算出。この方法は地方の要望を踏まえたもの。</p> <p>(注)包括的歳出レビュー(CSR):英国における複数年度予算(3ヶ年)を定めるもの 31 億ポンド(2009 年度)</p>	<p>前年度の総額に当年度の公的固定資本形成伸び率(見通し)を乗じて算出(注1)(注2)。財政健全化を図る観点からマクロ経済指標に連動。</p> <p>(注1)県と市町村のシェアは 2010 年度で 1:2 (注2)2010 年度については、公的固定資本形成伸び率がマイナスであるが、投資促進の観点から、特例として物価上昇率で代替。 7 億ユーロ(2010 年度)</p>	連邦政府の予算編成過程の中で決定。 90 億ドル(2008 年度)	<p>現金による財政移転(注)については、医療費及び社会サービス関連費等の州歳出増加を勘案し、2013 年度まで毎年度一定割合の伸び率(CHT 6%、CST 3%)を乗じて算出。</p> <p>(注)EPF導入時に、現金による財政移転に加え、連邦の減税率相当分を州政府が増税する余地を拡大できるという租税面での手法が用いられ、現在の CHT、CST においても引き継がれている。</p> <p>CHT: 254 億ドル CST: 112 億ドル(いずれも 2010 年度)</p>
配分	統合前の補助金毎の配分基準に基づき各地方自治体の配分総額を算出し、コミュニティ・自治省が一括して地方自治体に交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に対する配分:県が決定した事業の前年実績見込額に補助率を乗じた額を交付。 ・ 小規模市町村に対する配分:人口、道路延長等の客観的な指標に基づき県毎の額を決定の上、市町村長等で構成される県単位の委員会の意見を聞き交付。 	住宅・都市開発省から人口、貧困度、住宅密集度等の客観的な指標に基づき、総額の 70%分を一定の人口規模を有する地方自治体に直接配分し、残りを州に配分。	人口に基づきカナダ財務省から各州及び準州に配分
国(連邦)の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に、補助金等の活用により 3 年間で達成すべき政策目標を 180 の政策分野別指標に基づき設定(注)し、国と各地域(地方自治体を中心とする地域パートナー)の間で協定(Local Area Agreement)を締結。 (注)交通事故死亡率の低下、社会扶助サービスのスピーディさの向上、学力向上、若年妊娠率の低下など ・ 事後に、独立第三者評価機関である監査委員会(Audit Commission)が、目標達成状況について包括業績評価制度(Comprehensive Area Assessment)に基づく個別の評価や監査を実施。 ・ 事後に、目標達成状況により報奨的補助金(Reward Grant)を交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に、県単位で国の出先機関を総括する地方長官が県及び小規模市町村提出の補助申請について、対象事業が否か、優先事業に合致しているか否かといったチェックを行う。 ・ 事後に、地方長官による実施状況のチェックが行われる。例えば、許可なく DGE 交付対象となった事業の変更を行った場合等には、全額又は一部を返還することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の人口規模を有する地方自治体の場合:事前に提出される開発総合計画(Consolidated Plan)、年実施計画(Annual Action Plan)を住宅・都市開発省が審査。 ・ 一定の人口規模に満たない地方自治体の場合:事前に州政府から提出される州内の地方自治体への配分等についての計画を住宅・都市開発省が審査 ・ 総額 50 万ドル以上の補助金が交付されている州・地方自治体については州・地方自治体向けの連邦政府支出に係る一般的なルールに従い、監査が行われ、監査結果を大統領府行政管理予算局(OMB)に報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前・事後の申請や報告義務はない。 ・ CHT については、保健省がカナダ保健法に定める原則の遵守状況の監視を行い、違反があった場合(注)、違反相当額が減額される。 (注)カナダ保健法の原則に違反し患者負担を徴収した場合。

[データ出典]OECD「National Account」を元に計算、英国:コミュニティ・自治省「Local Authority Revenue Expenditure and Financing England 2009-10 Budget(Revised)」,フランス:内務省 DGCL「Les Collectivites en Chiffres Locales 2010」,「Rapport de l'Observatoire des finances locales 2009」,「Effort financier de l'Etat en faveur des Collectivités territoriales」,米国:大統領府行政管理予算局「Historical Tables Fiscal Year 2011」,「Analytical Perspectives Fiscal Year 2011」,等、カナダ:統計局「Consolidated Provincial,Territorial and Local government revenue and expenditures」,財務省「Federal Transfers to Provinces and Territories」

[参考:基準外国為替相場、裁定外国為替相場]1 ポンド=136 円、1 ユーロ=123 円、1 ミドル=90 円、1 カナダドル=88 円(2010 年 5 月)

※ イタリア、スウェーデンについては参考となる事例が存在しないため記述を割愛。